

## 北海道における養鹿産業創出の意義と可能性(3)

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 誌名    | 畜産の研究 = Animal-husbandry         |
| ISSN  | 00093874                         |
| 著者名   | 北原,理作<br>増子,孝義<br>相馬,幸作<br>横濱,道成 |
| 発行元   | 養賢堂                              |
| 巻/号   | 60巻3号                            |
| 掲載ページ | p. 366-368                       |
| 発行年月  | 2006年3月                          |

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



## 北海道における養鹿産業創出の意義と可能性（3）

北原理作\*・増子孝義\*・相馬幸作\*・横濱道成\*

(3) エゾシカの保護管理と養鹿産業の調和  
エゾシカ保護管理計画においては、被害対策に重点を置いており、最終的な個体数管理の目標水準を個体数指数 25 に設定している<sup>1)</sup>（北海道 2002）。ただし、これまで述べたように、個体数指数が4分の1になると、被害も4分の1という単純な図式では無い。シカを森林資源とみなし、狩猟により持続的に利用するにしても、管理猟区の拡大や保護管理に協力的なハンターの存在が不可欠である。だが、後継者不足は改善の見込みがほとんどない。シカが少なくなれば、ハンターの狩猟意欲は薄れ、シカが多ければ、森林被害のリスクは高いというジレンマが存在する。

森林政策は公益的機能重視へと転換され、広葉樹林や針広混交林の再生が必要とされるが、全国的にシカの食害は造林施業のマイナス要因となる場合が多い。また、天然林の減少は野生生物の生息地を破壊したが、拡大造林政策により置き換わったスギなどの若齢造林地においては、光環境が良好な伐採後 10 年ほどの間はシカの餌となる草本類は多かった（古林 1995）。だが、その後成長した造林木による林冠の閉鎖（間伐放棄など）が、林床植生（シカの餌植物）のバイオマスを減少させた結果、農作物に対する依存度の増大や近年新たに生じた小規模な伐採跡地（植林地）への集中を招いている可能性もある。イノシシにおいては、過疎化や耕作放棄地の増加も生息数増加や農作物被害増加の一因とされる（大東・伊藤・神崎 1998）。つまり、シカなどの有害獣の問題は、農業、林業、畜産業、狩猟などの後継者不足と密接に関わっていると考えられる。さらに、獣害増加が経営意欲を減退させ、耕作放棄（竹鼻・神崎 2004）、植林や間伐の放棄（山畔 1994）へ繋がる悪循環に陥りかねない。また、後継者不足は、高齢化のみならず、輸入品との競合という要因もある。

しかし、日本の食糧や資源の自給率は低く、こ

れらの問題に目を背けるべきではなからう。家畜に与えるトモロコシなど濃厚飼料の輸入依存体質も少なからず見直す必要がある。北海道では、観光も主要産業であるが、エコツーリズム、グリーンツーリズムなどの体験型が盛んになってきた。林業では、森林認証制度の導入や木質バイオマスの利用、さらに畜産分野では糞尿を利用したバイオガス発電、エネルギー分野においては風力発電など、生物資源や自然エネルギーの持続的利用に向けた取り組みがなされ始めている。

狩猟は、捕殺や密猟など悪いイメージが先行しがちであるが、冬期における観光（経済効果）、登録税や入猟税といった財源という側面もある。たとえば、平成 12 年度に狩猟者が納めた『入猟税』の総額は約 12 億円で、全国の都道府県の鳥獣保護及び狩猟に関する行政経費の 25 % を占めているとされる<sup>2)</sup>。仮に養鹿産業が発展しても、限られた地域における生体捕獲のみで全道の個体数管理を実行することは不可能であり、狩猟が個体数管理に寄与する点に変わりはない。

だが、今後ハンターの減少に伴い、狩猟のみで持続的な個体数管理が成功する可能性も低い。さらに、税の徴収方法が獲物 1 頭につき何円というものではないため、ハンターの減少に伴い税収は減少するだろう。仮にハンターが減少しない場合でも、エゾシカ保護管理計画の当初の個体数管理目標である個体数指数 25 まで減らすとすれば、現在よりも捕獲数は少なくなり、一方でエゾシカ肉の需要が今後伸びた場合は、需給がひっ迫し、密猟の危険性も伴う。

よって、養鹿産業の創出とそれに伴う生体捕獲は、検討の余地がある。両者の併用により、地域特性に応じて、個体数管理の目標水準の設定などは、多様であるべきだろう。

最後に、一般的な畜産との違い、差別化が必要なことを強調しておきたい。養鹿産業という、

\* 東京農業大学 生物産業学部 (Risaku Kitahara, Takayoshi Masuko, Kousaku Souma, Michinari Yokohama)

牛が鹿に置き換わるだけというイメージがあるだろう。しかし、養鹿産業が、野生動物の保護管理に寄与することを期待するならば、入猟税が鳥獣行政の目的税と位置付けられているように、養鹿産業（肉、皮、角などの生産販売、生体捕獲や取引）から得られる税収も一般財源とせず、鳥獣行政の目的税（仮称：養鹿産業税）（都道府県の税収）とするようなシステムを構築するべきである。「シカを捕獲し肉を食べることで共生が実現する」という愛護の精神からは理解しがたい主張をするのであればなおさらである。産業が発展するほど増える税収が、現状では十分確保されているとは言い難いモニタリング調査予算、管理猟区拡大、自然環境の保全や復元、生物多様性の保全、教育、プロハンター導入などに利用（フィードバック）されるならば、シカの存在価値は高まり、害から益への転換が期待出来るであろう。また、養鹿を行っている際に、口蹄疫などが発生し、全頭処分の措置が下された場合の保障制度のようなものへの活用も検討するべきであろう。

このようなシステムを構築すれば、消費者の理解と協力は得られやすく、ハンター減少による税収不足の補填、食糧自給率向上、雇用創出といった効果も期待出来る。目的税の対象とならない観光業などに対する波及効果も期待できる。そして何よりも、シカの死に報いることになるだろう。初期投資を惜しまず、中長期的な視点で、養鹿産業の発展に北海道が取り組むことを期待する。

産業化に成功したニュージーランドでは、国家が積極的に産業化に取り組んだという経緯がある。産業化創生期には、税制上の優遇措置をとっていたとされる（地域産業研究会エゾシカ分科会2004）。北海道において、たとえば農家や法人が、養鹿ビジネスに参入する場合の一定期間の税制上の優遇措置は必要であろう。北海道でも養鹿に関心を抱く企業は多いが、参入に躊躇しているのも事実である。一方、失敗例からも学ぶべきことは多いと思われるが、国内の失敗例もしくは事業からの撤退例は、民間もしくは市町村レベルで取り組んだために、捕獲—飼養—解体・安全および品質検査—流通・販売という一連の流れの確立までに投じた経費や年月がかかりすぎたり、規制も多く、その割には消費者の支持が十分得られなかつ

た点にあると思われる。当然、BSEの影響も含まれる。今後も、中途半端な取り組みや漠然とした飼育では、失敗する懸念があるだろう。何よりも、産官学の連携と消費者の理解協力が不可欠である。

最近、北海道の食文化の一つであるジンギスカンが、全国的にブームとなっている。その理由の一つとして、脂肪燃焼のメカニズムに関わり（脂肪酸をクエン酸回路へ運搬する働き）、加齢に伴い体内における合成能力が低下するL-カルニチンが羊肉に多く、ダイエット効果に期待する女性の間で関心が高いことが挙げられる。

実は、鹿肉にも、羊肉にはやや劣るものの鶏肉や豚肉をはるかに上回り、牛肉と同等かそれ以上のL-カルニチンが含まれているとされる（Shimadaら2004, 田島2004）。活発に動かす脚部などの赤身肉に多いとされ、大地を駆け回るエゾシカに多い（Shimadaら2004）のも納得出来るよう。仙台では、牛タンが有名だが、羊肉や牛タンのいずれも肉の輸入が停止されてしまうと、食文化も衰退してしまう。しかし北海道では、輸入飼料に依存せずに飼養可能なエゾシカが、その存在価値を過小評価されたり、誤解されたりしたまま殺され続けている。

地産地消出来るメリットがある。「北海道といえばモミジ鍋」というようなイメージ戦略も養鹿産業成否のポイントになるであろう。

#### 引用文献

- 地域産業研究会エゾシカ分科会 2004 エゾシカ飼うべ 社団法人日本技術士会北海道支部北海道技術士センター 129pp.
- 古林賢恒 1995 丹沢山地札掛地区における植物成長期のニホンシカの食物利用可能量 野生生物保護 1(2):97-106
- 北海道 2002 エゾシカ保護管理計画 8+10pp.
- 大東-伊藤絵理子・神崎伸夫 1998 近・現代のニホンイノシシの個体群トレンド 野生生物保護 3(2):95-105
- Shimada, K., Sakuma, Y., Wakamatsu, J., Fukushima, M., Sekikawa, M., Kuchida, K. & Mikami, M. 2004 Species and muscle differences in L-carnitine levels in skeletal muscles based on a new simple assay. *Meat Science* 68:357-36
- 田島 眞 2004 いま注目の成分、カルニチンと脂肪燃焼ダイエット ファンケル元気生活 109:14-19
- 竹鼻悦子・神崎伸夫 2004 島根県のイノシシによる農作物被害、その対策の実態と農業の展望 野生生物保護 9(1):23-45
- 山畔敏嗣 1994 エゾシカの食害に伴う造林意識の変化—森林所有者の意識調査から— 北方林業 46(11):282-284

## 参照 URL 一覧

1)北海道環境生活部自然環境課:エゾシカ保護管理計画  
<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kskky/sika/keikaku/pdf/Plan.pdf>

2)環境省:野生鳥獣との共生 狩猟へのいざない  
<http://www.sizenken.biodic.go.jp/wildbird/simple/field/invitation.html>

## ◀農業畜産情報▶

## 首相 飼料規制強化へ警告

小泉純一郎首相は2月8日の衆院予算委員会で、米国の牛海綿状脳症(BSE)対策の中で最も不備が指摘されている飼料規制の強化について、「具体的な事例を上げて、米国政府にきちんと伝える。警告するというのは大事だと思っている」と述べ、米国政府に強く要請していく考えを表明した。民主党の川内博史氏の質問に答えた。

川内氏は、米国ではBSEの感染源の一つとされる牛由来の肉骨粉を豚や鶏に与えることが認められていることから、牛の飼料と混じる「交差汚染」が心配されている問題を指摘。「食の安心と安全を守る立場から米国産牛肉の問題を議論する大前提だ」と政府に対応を迫った。

これに対し小泉首相が前向きに答弁したほか、中川昭一農相はすでに飼料規制強化を米国に要請していることを強調した上で、「さらに強く、できるだけ早く日本の要望が取り入れられた米国産牛肉が確立されるように強く要望したい」との考えを重ねて示した。

川内氏は2月2日に公表された米国農務省監査局(OIG)の報告書が、BSEの感染リスクが高いへたり牛が一般牛と同じ食肉処理ラインに入る不適切な事例を指摘している点を強調。米国産牛肉のリスクを評価した食品安全委員会の審議の前提が崩れたとして、評価のやり直しを迫った。

## へたり牛 20頭食肉に

## また BSE 対策違反 米国農務省監査報告

米農務省監査局(OIG)の監査報告書で、歩行困難となっていた牛、いわゆる「へたり牛」20頭が原因不明のまま食肉処理されていたことが2月8日までに明らかになった。牛海綿状脳症(BSE)感染牛は神経まひによる歩行困難の症状を示すことがあり、同省は食用に回すことを禁じている。

米国でのBSE対策の規制違反が新たに発覚したことで、日本国内では一段と米国産牛肉の安全性への不安が高まりそうだ。

報告書によると、2004年6月からの10カ月間に監査対象となった12施設のうち2施設で計29頭の歩行困難な牛が処理されていたことが判明。9頭はけがなどによるものだったが、残りの20頭は原因が書類に残されていなかった。

## 日本に入る危険は低い 農水次官

農水省の石原葵事務次官は2月9日の会見で、米国でのBSE感染が疑われる歩行困難な「へたり牛」の食肉が日本に入ってくる危険性について、「極めて低い」との認識を示した。

また、OIGはBSE対策で特定部位除去の不備もしていることから、石原次官は、「米国側に説明を求めている」と強調した。

## 米国産牛肉 輸出プログラム順守を

宮腰光寛農水副大臣は1月27日の衆院予算委員会で、米国産牛肉から牛海綿状脳症状(BSE)の特定部位が見つかった問題について「責任は、日本向け牛肉の輸出プログラムの順守を求めているわれわれでなく、輸出プログラムを順守すべき米国政府が負うべきだ」と述べ、今回の問題の責任は日本政府でなく米国側にあるとの考え方をあらためて強調した。民主党の大串博志氏、小川淳也氏の質問に答えた。

小川氏が、農水省BSE対策本部長である宮腰副大臣ら政府の担当者に、対し「訓告や減給処分など、今回の失態にけじめをつけるべきだ」と詰め寄ると、宮腰副大臣は「農水・厚労省が検疫をしっかりとやり今回の事案が発覚した。引き続きしっかりと取り組んでいく」とかわした。

また、すでに流通した米国産牛肉を事業者が処分する場合、米国側に補償させるべきだとの小川氏の追求に対して、川崎二郎厚労相は「米国の重大な約束違反だ。米国は(今回の問題への)対応を考えており、その結論が出てから、私どもも議論していくことになる」と述べ、補償対策への言及を避けた。